

小松加賀環境衛生事務組合職員の職名に関する規則

昭和 53 年 12 月 1 日
規 則 第 3 号

改正 昭和55年 4 月 1 日規則第 1 号
改正 平成 5 年 3 月31日規則第 2 号
改正 平成14年 3 月29日規則第 1 号
改正 平成19年 3 月31日規則第 1 号
改正 平成22年 3 月31日規則第 1 号
改正 平成26年 3 月13日規則第 1 号
改正 平成27年 6 月30日規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小松加賀環境衛生事務組合職員定数条例（昭和 53 年条例第 5 号）第 2 条による管理者の事務部局の職員の職名について定めるものとする。

(職員の種類及び職名)

第 2 条 職員の種類及び職名は、別表のとおりとし、職名には係又はこれらに準ずる箇所等の名称を付することができる。

(その他)

第 3 条 職名に関し法令その他に特別の定めのあるものであつて特に必要と認められるものについては、前条に定める職名のほか別に職名を併せて用いることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 55 年規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年規則第 2 号）

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年規則第 1 号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年規則第 1 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年規則第 1 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年規則第 1 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年規則第 3 号）

この規則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

別 表（第 2 条関係）

職 員	職 名
	事務局長，首席専門官，事務局次長，会計管理者，次席専門官，課長， 所長，専門官，担当課長，参事，副所長，主幹，主査，事務員，技術員， 技能技師，技能士